

NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ

「サブキャパシティー・ライセンスに関する特則」



本特則は日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます)がサブライセンサーに対して「サブキャパシティー・ライセンス」を使用許諾した場合に適用されます。本特則は「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」(以下「ご使用条件」といいます)に追加して適用されるものとし、ご使用条件と本特則に矛盾が生じた場合は、本特則の定めが優先して適用されます。

1. 定義

- (1)「対象プロセッサ・テクノロジー」とは、
<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>に記載されている「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能なプロセッサ・テクノロジーをいいます。
- (2)「対象オペレーティング・システム・テクノロジー」とは、
<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>に記載されている「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能なオペレーティング・システムをいいます。
- (3)「プロセッサ・コア」とは、コンピューティング装置に搭載された物理的機能単位のうち、少なくとも一つの命令制御装置および一つまたは複数の論理演算装置で構成され、プログラム命令を解釈および実行するものをいいます。マルチコア・テクノロジーでは、単一の「プロセッサ・チップ」に複数の「プロセッサ・コア」を実装することが可能です。
- (4)「プロセッサ・ソケット」とは、プロセッサ・チップを搭載する電子回路をいいます。
- (5)「プロセッサ・チップ」とは、プロセッサ・ソケットに差し込まれる、1つまたは複数のプロセッサ・コアが搭載された電子回路をいいます。
- (6)「プロセッサ・バリュー・ユニット」(以下、「PVU」といいます。)とは、「プロセッサ・コア」に処理能力に応じた値を割り当てる NI+C の課金単位をいいます。「プロセッサ・バリュー・ユニット」ライセンスモデルは、
http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/pvu_licensing_for_customers.htmlで説明されます。
- (7)「フルキャパシティー」とは、サーバー上で、活動化され使用可能な物理プロセッサ・コアの総数をいいます。
- (8)「対象仮想化テクノロジー」とは、
<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>に記載されている「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能な仮想化テクノロジーをいいます。「対象仮想化テクノロジー」は、プロセッサ能力を、物理キャパシティー全体のサブセット(区画、LPAR、または仮想マシンともいいます。)に制限することが可能です。
- (9)「対象仮想化環境」とは、「対象プロセッサ・テクノロジー」、「対象オペレーティング・システム・テクノロジー」および「対象仮想化テクノロジー」が含まれる、単一コンピューティング環境として稼働するサーバーまたはサーバー群をいいます。
- (10)「仮想化キャパシティー」とは、「対象仮想化環境」に「対象サブキャパシティー製品」を導入した際に、その製品に割り当てられている最大のプロセッサ・キャパシティーをいいます。各「対象仮想化環境」の「仮想化キャパシティー」の計算方法は、

<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>に記載されます。

- (11)「対象サブキャパシティー製品」とは、
<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>に記載されている「サブキャパシティー・ライセンス」を適用することが可能な「製品」をいいます。
- (12)「サブキャパシティー・ライセンス」とは、「仮想化キャパシティー」に基づいた「対象サブキャパシティー製品」の使用許諾をいいます。
- (13)「監査レポート」とは、「IBM License Metric Tool」(以下、「ILMT」といいます。)により、またはNI+Cが認めるその他の方法によって提供されるレポート一式をいいます。「サブキャパシティー対象製品」で利用可能な「仮想化キャパシティー」に基づく、「プロセッサ・バリュー・ユニット(PVU)」のライセンス要件は、これらのレポートで提供されます。
- (14)「監査報告期間」とは、四半期の初日に開始し、当該四半期の末日に終了する期間をいいます。また、ライセンスの会計年度が暦年と異なる場合は、ライセンスの会計四半期の初日から当該四半期の末日までの期間を選択することができます。この期間は、ライセンスの要件に応じて、月次または週次とすることもできます。

2. 仮想化環境における「プログラム」

2.1 使用権

- a. ライセンシーは、「対象サブキャパシティー製品」が利用可能な「仮想化キャパシティー」に基づくPVU総計に対する「PoE」を取得する必要があります。
- b. 「対象サブキャパシティー製品」の「仮想化キャパシティー」を増加する場合、ライセンシーは、当該増加に対応する追加の使用権を「サブスクリプション・サポート」とともに事前に取得する必要があります。
- c. 「対象製品」の使用量が、使用許諾範囲の限度に満たない場合でも、NI+Cは、既に支払期日が到来している、または支払済みの料金について、以降の支払いとの相殺または返金を行いません。

2.2 NI+Cの責任

NI+Cは、以下を提供し、ライセンシーに対して使用を許諾します。

- a. ライセンシーによる「サブキャパシティー・ライセンス」の条件の遵守を目的として、NI+Cは、ライセンシーに対し、「ILMT」を提供します。
- b. ライセンシーによるかかる「サブキャパシティー・ライセンス」の条件の遵守を支援するため、「ILMT」に付随する「インフォメーション・センター」を提供します。

2.3 「サブキャパシティー・ライセンス」の条件に基づくライセンシーの責任

ライセンシーは、以下に同意するものとします。

- a. ライセンシーが、「対象仮想化環境」上に「対象サブキャパシティー製品」を最初にインストールしてから90日以内に、「ILMT」の最新版を導入および設定すること。また、それにより、ライセンシーが「対象サブキャパシティー製品」の「仮想化キャパシティー」のデータを収集し、「サブキャパシティー・ライセンス」の条件に従って「監査レポート」を作成できるようにすること。なお、この条件は、次に定める例外事項に該当する場合、適用されません。これらの例外に該当する場合、「ILMT」の使用は推奨であり、「サブキャパシティー・ライセンス」の必須条件ではありません。ただし、ライセンシーは「ILMT」に代わり、ライセンシーの「対象仮想化環境」を手動で管理および追跡する必要があります。また「ILMT」に代わって、ライセンシーは、暦四半期または会計四半期ごとに、ライセンシーの「対象仮想化環境」に対して、「対象サブキャパシティー製品」による「仮想

化キャパシティー」を文書化した「監査レポート」を手動で作成する必要があります。かかる「監査レポート」には、「監査レポート」の見本 (<http://www.ibm.com/software/lotus/passportadvantage/subcaplicensing.html>) で入手できます。)に記載される情報を記入する必要があります。「監査レポート」は、「仮想化キャパシティー」の増加の履歴を維持するために必要な頻度(少なくとも四半期に1回)で作成するものとし、「サブキャパシティー・ライセンス」の条件を継続的に遵守していることを証明するため、最低でも2年間保管しておくものとします。

- (1) 「ILMT」が「対象仮想化環境」をまだサポートしていない場合。
 - (2) ライセンシーの「エンタープライズ」の従業員および契約社員の数が1,000人未満で、ライセンシーは「サービス・プロバイダー」ではなく、かつ、「対象仮想化環境」の管理契約を「サービス・プロバイダー」と締結していない場合。
 - (3) サブキャパシティー条件で使用許諾を受けているが、「フルキャパシティー」を元に算出した、ライセンシーのエンタープライズ内の「対象仮想化環境」を有したサーバーの物理キャパシティーの合計が1,000PVU未満である場合。
 - (4) 「対象サブキャパシティー製品」が、サーバーの「フルキャパシティー」に対して使用許諾されている場合。
- b. ライセンシーは、NI+Cがhttp://www.niandc.co.jp/guide/nic_ilmtinfo/に掲載することにより、「ILMT」の新規バージョン、リリース、修正またはコード訂正(以下、「フィックス」といいます。)を提供した場合、すみやかにフィックスを導入するものとします。また、ライセンシーは、IBMによるフィックスの提供通知も合わせて受領する必要があるため、<http://www.ibm.com/support/mynotifications>のMy notificationからTivoli製品のサブスクリプションを申し込む必要があります。
- c. ライセンシーは、いかなる場合も、直接または間接的に、以下を変更、修正、削除、その他不正確に伝達しないこととします。
- (1) 「ILMT」の監査記録
 - (2) 「ILMT」(NI+Cによる変更を除きます。)
 - (3) ライセンシーがNI+Cに提出する「監査レポート」
- d. ライセンシーは、少なくとも暦四半期または会計四半期ごとに、「ILMT」により、または手動にて、「監査レポート」を作成し、かかる「監査レポート」を最低でも2年間保管し、また、「ご使用条件10.」に定める通知があった場合、かかる「監査レポート」をNI+Cに提出するものとします。「監査レポート」が作成されない場合、または「監査レポート」をNI+Cに提出しない場合、「対象サブキャパシティー製品」は、「フルキャパシティー」の条件で課金されるものとします。
- e. 「監査レポート」に関する質問、または「監査レポート」の内容と使用許諾範囲との不整合や「ILMT」の構成などの問題をすみやかに解決するために、ライセンシーは、担当者を選任するものとします。
- f. 「監査レポート」に、ライセンシーの使用許諾範囲を超える「対象サブキャパシティー製品」の使用が反映された場合、ライセンシーは、NI+Cに対し、すみやかに発注するものとします。NI+C「ソフトウェア・サブスクリプション・サポート」は、ライセンシーがライセンシーの使用許諾の範囲を超えた時点で開始したものとします。

3. 追加条件

「本契約」の定める「サブキャパシティー・ライセンス」の条件に合致しない製品は、「フルキャパシティー」の条件で使用許諾されます。

以上

(2020.10.23) A04-09-1D